

1 スポーツ少年団とは

○スポーツ少年団は、1962年に財団法人日本体育協会（現在の日本スポーツ協会）が創設した歴史あるスポーツクラブです。「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを！」「スポーツを通じて青少年のからだところを育てる組織を地域社会の中に！」と願いつくられました。

○スポーツ少年団とは、「子どもたちが、自由時間に、地域社会で、幅広いスポーツ活動を、グループ活動で行っている集団」です。活動については、競技スポーツばかりではなく、発達段階を考慮したスポーツ活動のほか、学習活動や野外活動、レクリエーション活動、社会活動や文化活動など幅広くとらえています。心もからだも大きな成長変化を遂げる時期には、このような多様なプログラムが必要です。

＜スポーツ少年団の組織＞

スポーツ少年団は、単位スポーツ少年団（単位団）、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団の4つの段階で構成・運営されています。

また、指導者の資質向上を図るため、指導者協議会を設置しています。

※能代市スポーツ少年団本部規約、能代市スポーツ少年団指導者協議会規程（P34～36）参照

○単位団は、団員、リーダー（団員）、指導者・役員・スタッフ、育成母集団によって構成されています。

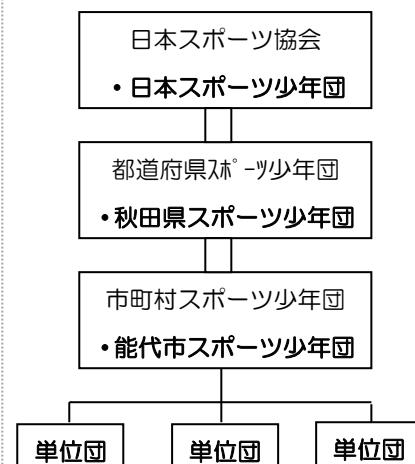
団 員：満3歳以上～

リ ー ダ ー：小学校高学年以上の団員で、自分たちの活動のほか年少団員をまとめたり、指導者の補助をします。

指 導 者：指導者は18歳以上の日本スポーツ協会（JSPO）公認指導者資格保有者、各団2名以上必要。専門技術の指導を行います。

役員・スタッフ：役員・スタッフは団の運営や地域の連携を図ります。子どもたちの活動が、将来の人生の大切な基盤づくりになることを認識し、ジュニア期の発育発達に応じた適切な指導を行います。

育成母集団：単位団活動を支える地域の“母体となる集団”。団活動の支援だけでなく、自らがスポーツや文化を楽しめるような活動も目指しています（秋田県では、保護者会や父母の会がこの役割を果たしている団が多く見られます）。



＜市活動基準について＞

能代市スポーツ少年団本部では、健全でゆとりあるスポーツ少年団活動を促進するため、活動について 1日2時間以内（休憩含む）、試合、練習試合を含め 週4日以内（夜間の活動になる場合は週3日以内）とするなどの活動基準を定めています。

次頁の「能代市スポーツ少年団の活動基準について」「秋田県スポーツ少年団活動の指針」（P2～7）を必ずお読みください。

能代市スポーツ少年団の活動基準について

スポーツ少年団は、子どもたちが自由な時間に、地域社会で幅広いスポーツ活動を行う集団です。心と体の健康・体力を向上させるとともに、生涯にわたってスポーツを楽しむ習慣や社会性等を身につけることを目的としています。

能代市スポーツ少年団本部では、健全でゆとりあるスポーツ少年団活動を促進するため、次の基準を設定しています。

1. スポーツ活動の留意事項

スポーツ少年団活動より学校行事が優先されます。PTA行事についても、子どもや保護者の負担にならないよう、事前に団活動の調整を図りましょう。

通常練習の活動時間	(1) 1日2時間以内(休憩含む)～低学年はできるだけ短く効率的に行う。 (2) やむを得ず夜間の活動になる場合は、翌日の学校に支障がないよう留意事項に配慮する。 (3) 冬期間及び悪天時は時間を短縮し、交通も含め安全確保に努める。
活動日数	試合、練習試合を含め週4日以内とする。 (夜間の活動になる場合は週3日以内とする)
休日及び活動を休止する日	(1) 学校5日制の趣旨を踏まえ、適切な休養日等を設定し、家族と地域住民等と触れ合う機会とする。 ・ 第3日曜日(家庭の日) 学校施設以外の会場の都合で日曜日が割り当ての場合を除く。 ※大会等が競技団体の都合で第3日曜に試合がある場合は、必ず前後の週にその分休日を設ける。 ・ 土曜日・日曜日いずれかの日は休養日とする。 (2) 下記の行事に積極的に参加するため、この日は通常活動(練習)は休止とする。 ・ 市スポーツ少年団主催事業(団の特別活動として参加することが望ましい) ○交流大会 ○体力テスト 他主催事業
内 容	(1) 活動種目は1種目に偏ることなく、できるだけ多種目を体験することをめざす。 (2) 野外活動などの自然に親しむ活動や奉仕活動も取り入れる。 (3) 勝利至上主義になったり、一部団員の活動に偏ることなく、全団員が意欲的に活動するよう配慮する。 (4) 指導者はスポーツ少年団及びスポーツ協会等が主催する研修会に積極的に参加し、指導力及び資質の向上を図る。

2. 競技大会の規模（地域）及び回数について

規 模	回／年	主催団体など	留 意 点
県 外 (片道2時間以上)	4	・日本スポーツ協会加盟競技団体（都道府県体育協会）、日本スポーツ少年団（都道府県スポーツ少年団）、文部科学省、都道府県が主催、共催、主管、後援する大会が望ましい	①規模、日程、技術及び体力的に団員の心身の発達からみて無理がないものとする。 ②本人の意思、健康及び学業等を考慮する。
郡市外～県内 (片道2時間以内の隣県含む)	3	・県スポーツ協会及び加盟競技団体、県スポーツ少年団、市町村、市町村競技団体が主催又は共催、主管する大会（招待試合含む）が望ましい	③全県規模以上の大会については各団または保護者から校長宛事前に届出する。 ※学校単位の団は、郡市内の大会及び練習試合も事前に校長へ相談してから参加を決定する。
郡市内	—	・特に定めないが、上記大会を含め競技大会数が月2回を超えないこと	④左記競技大会の参加数は月2回以内とする。 ※同一大会が複数日にまたがる場合を除く（サッカー県大会等）

3. 練習試合、交流試合の規模（地域）及び回数について

上記2の試合を含め月4回を限度とする。

◎ 1～3の基準及び活動について

- (1) ① 1～3の移動手段は、できるだけ公共交通機関（借り上げバス含む）を利用する。
②経費は過重な負担にならないようにする。
- (2) 特別な事情により基準を外れる場合は、事前に市スポーツ少年団本部に相談すること。
例：活動日～土日しか活動日が確保できない場合
大会～成績優秀により選抜され上位大会へ参加する場合
種目（競技団体）により参加大会の規模、開催地等が限定（少ない）される場合
- (3) 活動調査等について
上記の基準が守られるよう次のことを行う。
①年度初めに年間の活動報告書、計画書を市スポーツ少年団本部に提出する（本部より通知）。
②必要に応じ、活動状況の視察等を行う。
③必要に応じ、活動内容の改善を指導する。
（※指導に従わない場合は罰則を科す場合がある。）

※この基準は、通常、単一種目を大会に向け練習している団が、練習量が多くなったり試合数が多くなならないよう基準を設けることが主な狙いである。

（勝利至上主義に陥り、心身への悪影響を及ぼさないため）。

今後、下記活動等がスポーツ少年団活動と兼ねる場合も予想されることから、一概に活動を制限するものではなく、内容を考慮し子どものスポーツ環境としてよりよいものとなるよう検討していく。

- ①スポーツ少年団活動が放課後の子どもの居場所としての役割を担う。
- ②スポーツ少年団が総合型地域スポーツクラブとして家族や地域住民と過ごす地域活動となる。
- ③子どもの健康・体力の増進のため、適切な活動として毎日（参加）利用できる場となる。

＜夜間の活動について＞

能代市においては、各種競技団体等がジュニア育成の一環として立ち上げた団（市内全域から団員が集まる）や、家族ぐるみで活動している団があり、これらの団では会場や参加者、指導者確保等のため、夜間に活動を行っている場合がある。

このことは、スポーツ環境を確保するためやむを得ない事情であるが、小学生にとっては発育・発達の面から見ると負担となることがある。そのため、本市スポーツ少年団の「活動基準」を遵守するとともに以下の点に気を付け、活動が団員の心身への負担とならないよう、またメリットが十分生かせるよう努めるものとする。

（夜間の活動：概ね午後6時以降に始める活動）

夜間のスポーツ活動の留意事項及び努力項目

（１）回数、時間

- ①夜間の活動は週3日以内を厳守する。
- ②1回2時間以内を厳守する。
- ③開始時間は遅くとも7時とし、8時半には完了（9時には在宅）するよう努める。
低学年においてはさらに時間が短縮するよう努める。
- ④日中に活動する日が確保できる場合は、時間帯を移動する。

（２）内容（運動の質、運動量）

- ①日中活動する場合と比較し、運動量が多くならないようにする（就寝時間が近いため）。
- ②心身とも整理運動を時間内にしっかり行う。
- ③日頃から健康・体力づくりを心がけるよう、日常における体力づくりの指導も行う。
- ④昼の活動の団にも加入している場合は、原則として1日にどちらか一つの活動とする。
両方の団は加入状況を把握し、連携を図る。

（３）指導者及びスタッフの確保、育成

- ①指導者及びスタッフが多数参加できるというメリットを生かし、効率的に安全に行う。
十分な指導者が確保できない場合は、当日であっても活動を取りやめる。
- ②昼の活動では参加できない専門の指導者が確保できるなど特別事情であること。
- ③保護者等育成母集団が参加しやすいメリット*を生かし、指導者の育成や活動の充実を図るよう工夫する。（*メリット；指導・運営の補助、顔を合わせる機会の増加等）

（４）生活面、栄養面の指導の徹底

- ①団員は学校の宿題、時間割等を済ませてから参加する。
- ②補食や夕食等、その日の運動及び発育に支障のないよう指導する。
- ③学校、団員及び家庭と連携を図り、団以外の活動も含め無理のない活動とする。
- ④帰宅後は速やかに栄養、休養をとり、翌日の学校生活に支障のないよう団及び家庭において努める。また、団員が自ら積極的に取り組めるよう指導する。
- ⑤年齢に応じ団員が自発的に自分の持ち物や用具を準備し片づけること等も指導する。

（５）会場までの移動

- ①事故のないよう、安全面には十分に配慮、指導をする。
- ②団員、保護者、指導者とも交通ルール、マナーを徹底する。

(6) メリットを最大限に生かす

- ①異年齢との交流
- ②他校との交流
- ③地域との交流
- ④総合型地域スポーツクラブへの発展
- ⑤リーダー（中高生）の育成
- ⑥指導者と保護者、保護者相互の交流
- ⑦地域におけるスポーツの一環指導
- ⑧複数種目の実施

※この努力項目は小学生に適用するが、中学生においても心身の発育発達を十分考慮した活動となるよう留意する。

○以上のことを全く実施しなかったり、団員の心身に悪影響が見られる場合は、すぐに活動停止とする。

- ・現在夜間に活動をしている団は、できるだけ早い時間に移すよう努力する。
- ・現在昼行っている団は、夜間にずらさない（特に野球、ソフトボール、ミニバスケ）。

(例) 校長あて事業参加届 (団より)

令和 年 月 日

〇〇〇小学校長 様

_____ スポーツ少年団

代表者 _____

事業参加届について

下記事業について、スポーツ少年団の活動として参加しますので、お知らせいたします。参加にあたっては、指導者、引率責任者が健康・安全管理に十分注意し、有意義な参加となるよう努力いたします。

記

1. 事業名 〇〇〇〇〇〇〇〇大会
・期 日 令和〇〇年〇月〇日 (〇)
・会 場 〇〇〇市 〇〇〇〇体育館
2. 参加者 〇年 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
〇年 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
(又は別添名簿)
3. 指導者 〇〇〇〇、〇〇〇〇 (スポーツ少年団認定員)
引率責任者 〇〇〇〇 電話〇〇-〇〇〇〇
4. 開催要項 別添

秋田県スポーツ少年団活動の指針

————— 活動は週4日・1日2時間 第3日曜日は活動休止日 —————

秋田県スポーツ少年団では、心身ともに健全な団員の育成と充実した団活動を目指し、次のとおり指針を改定し、全県一斉に遵守するよう推進します。

1 1週間の活動日数・休止日について

- (1) 団員の健康保持や障害防止の観点から、1週間の活動日は、大会や招待試合、練習試合への参加を含め4日以内とし、週3日以上での休止日を確保する。
- (2) 第3日曜日は、原則として全県一斉の活動休止日とする。
ただし、大会等が第3日曜日に開催される場合、参加・不参加は、団員の体調や健康面を考慮した上で、各団において慎重に判断して決定する。やむを得ず大会等に参加した場合には、第4日曜日を活動休止日として確保する。
- (3) 大会や招待試合、練習試合への参加で土曜日、日曜日に活動した場合には、月曜日を休止日として団員の体力回復に努める。

2 1日の活動時間について

- (1) 団員の体力や運動能力、発達段階に応じて活動時間を設定し、1日の活動時間を2時間以内とする。
- (2) 活動終了時刻は、翌日の学校生活に支障をきたさないよう、原則午後7時までとする。

3 団活動に際しての配慮事項

- (1) 団活動は、18歳以上の登録指導者のもとで行う。(ただし、特別な事情がある場合には、責任の持てる役員またはスタッフが管理することも可とする。)
- (2) 団活動は、単一種目に偏ることなく、他の種目や奉仕活動等も取り入れ、多様な体験をさせるようにする。
- (3) 勝利至上主義に陥って、一部団員の活動に終始することなく、全団員が喜んで活動できるよう活動内容を工夫する。
- (4) 団員に過度な負担がかからないよう、大会や招待試合、練習試合の参加回数を精選するように努める。
- (5) 殴る、蹴る、道具でたたく、物を投げつけるなどの身体的暴力、威圧する、無視する、脅すなどの言葉や態度による精神的暴力、セクシャルハラスメント等の反社会的行為を根絶する。
- (6) 施設設備・用具等の安全点検を定期的実施し、事故の未然防止に万全を期する。
- (7) 定期的に指導者と育成母集団（役員・スタッフ・保護者等）との話し合いの場を設け、活動方針等を確認し、相互の共通理解のもとで団活動を進めるように努める。

《付帯事項》

- 「指針」に著しく反して活動した「団」・「指導者・役員・スタッフ」には、その活動内容及び状況を精査し、「スポーツ少年団登録者処分基準」により、然るべき処分・罰則を適用するものとする。

附則 この指針は平成30年4月1日より改定施行する。

附則 この指針は令和2年4月1日より改定施行する。

附則 この指針は令和5年4月1日より改定施行する。

秋田県スポーツ少年団指導者倫理規程

(目 的)

第1条 この規程は、秋田県スポーツ少年団指導者の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、あわせて社会的な信頼を確保することを目的とする。

(基本的責務)

第2条 指導者は、秋田県スポーツ少年団設置規程第2章第3条に規定する「目的」を達成するため、関係規程等を遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第3条 指導者は、暴力、暴言、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2 指導者は、個人を尊重し、プライバシーに配慮しなければならない。

3 指導者は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4 指導者は、公金等の経理処理に関しては、適正な処理を行い、決して、他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5 指導者は、自らの社会的な立場を認識して常に自らを厳しく律し、秋田県スポーツ少年団の指導者として信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(倫理委員会の設置)

第4条 この規程のもとに、秋田県スポーツ少年団に、倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会は、総務部会をもって組織する。

(違反処理)

第5条 指導者に、秋田県スポーツ少年団登録規程第6条のスポーツ少年団の目的にふさわしくない行為及びこの規程に違反するおそれがある行為があると認められる場合、本部長は調査をしなければならない。

2 調査の結果、当該指導者がこの規程に違反する行為があったと認められる場合は本部長は倫理委員会の意見を聞き、公益財団法人日本スポーツ協会のスポーツ少年団登録者処分基準に基づき必要な措置をとるものとする。

(その他)

第6条 この規程の実施及び改廃に関して必要な事項は、常任委員会の承認を得て別に定める。

附則

1 この規程は、公益財団法人秋田県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 この規定は、平成31年4月1日から施行する。

処分・処罰の適用

処分は倫理委員会に諮り、本部長が決定する。

1. 訓戒

2. 活動停止（停止期間）

3. 登録取り消し（団員・指導者・団）

公益財団法人日本スポーツ協会 倫理規程【抜粋】

(適用範囲)

第2条 本規程において、規律の対象となる者は、評議員、役員、名誉会長等、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに本会諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

(6) 本会諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）とは公認スポーツ指導者、スポーツ少年団登録者及び本会主催事業の運営に関わる者並びに参加者をいう。

(基本的責務)

第3条 本会の役職員等及び登録者等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない（遵守事項）

第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2. 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3. 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4. 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5. 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

6. 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(違反による処分等)

第5条 役職員等及び登録者等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、担当理事は直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員等及び登録者等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

(4) 登録者等については、当該者に適用する規程等を所掌する委員会等の決議により相当の処分をするものとし、必要な事項は別に定める。

「日本スポーツ少年団登録者処分基準」が制定されました

(平成27年11月)

スポーツ少年団活動の中から、スポーツ嫌いの要因となる暴力行為等を根絶するべく、登録者処分基準の制定しました。

日本スポーツ少年団ホームページ スポーツ少年団関連資料 理念・規定集を参照

<http://www.japan-sports.or.jp/club/news/tabid/83/Default.aspx?itemid=3204>

以上の倫理規定や処分基準が適用されないよう
適正な指導及び団の運営を実践して下さい

単位団の事業開催における留意事項

各単位団において、定例の活動のほかに練習の成果を見る機会や他団との交流を目的とした事業がありますが、開催については安全で効果的な事業が円滑に行えるよう次の点を目安にしてください。

(1) 競技会等の内容

- ①運動量は時間、回数、相手、内容など無理のないものとする。
- ②学校事業や市の事業との重ならないよう日程調整を十分する。
- ③遠方からの参加や多数の参加となる場合は、上部競技団体や地元スポーツ団体等と連携を図り円滑に行う。安全対策、運営組織の面からも上部競技団体等が主催又は共催となることが望ましい。
- ④子どもたちの事業であることを趣旨とし、大人本意の内容とならないようにする。
(過剰な演出や、長時間の酒席は控える)
- ⑤経費は主催者、参加者とも過重にならないようにする。
- ⑥年齢や経験に応じ、団員にも準備や運営など役割を分担し、参画の意識を高める工夫をする。

(2) 来賓案内、後援依頼等

- ①市内規模の事業は市スポーツ少年団本部（本部長）までの対応とする。
- ②全県規模（市外より多数の参加者がある場合）は公的機関としては能代市教育委員会（教育長）までの対応とする。

特別な場合以外は単位団では市長への案内はしないこととする。

※案内文書は内容、担当者の連絡先がわかるよう付記すること。

(特に屋外の場合、当日の連絡先も付記する)

※案内は1ヶ月以上前が望ましい。

※案内に大会規模がわかるよう前年度参加数や参集範囲がわかる資料をつける（前年度プログラム等）。

※別紙例文参照

◎以上のことが対応できない事業については、後援等受けられない場合がありますのでご了承ください。

(例) 単位団の大会開催 案内、依頼文

令和 年 月 日

能代市スポーツ少年団本部

本部長 ○ ○ ○ ○ 様

〇〇〇〇スポーツ少年団

代表指導者 ○ ○ ○ ○ 印

第*回〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇大会の開催について

スポーツ少年団員の交流と〇〇〇〇競技の普及・振興を目的に、標記大会を下記により開催することといたしました。

つきましては、本大会をご後援くださるようお願い申し上げます。

併せて、開会式において本部長より挨拶をいただきたいので、ご承引くださるようお願い申し上げます。

記

1. 期 日 令和 年 月 日 ()

開会式 **時**分～

2. 会 場 〇〇〇〇〇〇 Tel **-****

3. 対 象 県北地区〇〇スポーツ少年団 約10団 150名

4. 内 容 別添開催要項による(「開会式次第」添付が望ましい)

5. 連絡先 後援承諾送付先及び問い合わせ先

〇〇〇〇(事務局) Tel **-****

Fax ***-****

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

当日の連絡担当者

〇〇〇〇(会場責任者) Tel ***-****-****

※開催要項、参加予定数(あれば前年度プログラム等)を添付する。

2 登録について

登録手続きについては、オンライン上のスポーツ少年団登録システムで行います。

○各団へ日本スポーツ少年団より登録システム招待メールが送付されます。（3月下旬各団へ配信）メールが届きましたら、パスワードの設定等、初期設定をお願いします。

○スポーツ少年団は、毎年、単位スポーツ少年団ごとに団員、指導者、役員・スタッフの登録が必要です。能代市スポーツ少年団に登録した単位団は、秋田県スポーツ少年団を通じて、日本スポーツ少年団へ登録されます。

○単位団の登録は、**団員10名以上と「指導者」2名以上**が必要となります。**団員は原則として登録する年の4月1日現在満3歳以上、指導者は18歳以上**と定められています。指導者は**日本スポーツ協会（JSP0）公認指導者資格保有者**で、少なくとも**2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者**とします。特に**団の代表者は、この指導者の条件を満たす方**で登録してください。

※競技大会によって、未登録の団員・指導者は出場できないものがありますのでご注意ください。

【団の登録】

（1）Web登録

（2）登録料

Web登録後、市スポーツ少年団本部よりメールで登録料を通知しますので、その後、指定期間内に下記口座へ振込んでください。

登録料 団員1人 600円、 指導者・役員・スタッフ1人 1,300円

振込先 秋田銀行能代支店

口座名義 能代市スポーツ少年団 口座番号 （普）0326251

※振込み者名義は必ず「〇〇〇〇スポ少」と入力してください。

振込み手数料は各団でご負担ください。

（3）登録期間 令和7年4月1日～6月30日（※団員の追加登録は7月31日まで受付）

（4）登録認定

- ・登録料納入後、団員証（布）、指導者証（布）、カード、団の登録ペナントなど、郵送（施設渡しあり）で各団へ配布します。受け取りを急ぐ場合はご相談ください。
- ・登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日（3月31日）までです。
- ・代表指導者や事務連絡先等の変更が生じた場合は、**変更届（P17）**を市スポーツ少年団本部に提出してください。
- ・登録システムの「事務担当者」に設定した方の住所宛に情報誌「Sports Japan（スポーツジャパン）」が送付されますので、各団でぜひご活用ください。

【スポーツ安全保険】（スポーツ安全協会）

令和 7 年 3 月 3 1 日で令和 6 年分は失効となります。**新年度分は活動前に加入してください**（銀行払いの場合は営業日時に注意してください）。

加入依頼書は能代市総合体育館、二ツ井町総合体育館にあります。前年度加入団には、**スポーツ安全協会から団体名など記入されたものが送付されます**ので、そちらをご利用ください。
※令和 4 年度限りで加入依頼書での加入手続きが廃止となり、令和 5 年度よりインターネットによる加入受付となります。

○令和 7 年度掛金について（スポーツ安全保険のパンフレット参照）

団 員 8 0 0 円（区分：子どもの団体「A 1」）、1, 4 5 0 円（区分：「AW」）
指導者 1, 2 0 0 円（区分：大人の団体（6 5 歳以上）「B」）、
 1, 8 5 0 円（区分：大人の団体（6 4 歳以下）「C」）

- ・複数の団に所属している団員・指導者は、それぞれの団で加入が必要です。
- ・登録の際はスポーツ安全保険加入依頼書の写しを提出してください。追加登録や年度途中の入団者についても必ず加入してください（本部への報告は不要です）。

○事故報告について

スポーツ安全保険を使用するような事故、ケガ（1 日以上通院）については、市スポーツ少年団本部へ速やかに報告してください（経験を共有し再発を防止するため）。

「事故報告はがき」の写し、または同内容記載の任意の様式で報告してください。

【指導者資格名称変更について】

令和 6 年度より、指導者資格の幅広い普及と資格保有者やスポーツ現場の状況を踏まえ、資格名称の変更がなされました。

[旧] スタートコーチ（スポーツ少年団） ➡ [新] スタートコーチ（ジュニア・ユース）
[旧] コーチングアシスタント ➡ [新] スポーツコーチングリーダー

【旧認定員（スポーツリーダー）資格をお持ちの方】

令和 6 年度以降は、旧認定員（スポーツリーダー）資格でのスポーツ少年団指導者登録はできません。指導者として団で活動する場合には、活動する年度の前年の 1 1 月 3 0 日までにスポーツコーチングリーダー資格への移行手続きを各自で行っていただく必要があります。

【個人登録について】

資格制度の改定により、旧認定員（スポーツリーダー）資格は永年継続となったため、団を離れた場合の資格継続を目的とした市本部への個人登録の必要はなくなりました。

今後市本部の役職員として個人登録を希望される場合は能代市総合体育館のスポーツ少年団事務局までお問い合わせください。

【スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会】

令和7年度、秋田県スポーツ少年団では9月から翌年1月までの全5回、スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会を開催することとなりました。県北地区では 10月に大館市で開催予定となります。（県内どの会場でも受講できます。）

○令和7年度スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会予定表

	会場	期 日
1	美郷町	9月20日
2	大館市	10月18日
3	秋田市	11月9日
4	秋田市	12月20日
5	秋田市	1月24日

※受講人数は全会場先着100名（予定）

※開催要項や申込の詳細については秋田県スポーツ少年団本部より通知あり次第、お知らせいたします。

【公認スポーツ指導者資格更新研修会】

JSP0公認スポーツ指導者資格の有効期限は4年間と定められており、資格を更新するためには有効期限の6カ月前までに更新研修会を受ける必要があります。秋田県スポーツ協会主催で指導者研修会が開催されますので、ご活用ください。

	日時	会場	定員	申込開始	申込締切
第1回	6月22日	秋田市	70名	5月13日	6月13日
第2回	7月19日	大館市	50名	6月11日	7月11日
第3回	11月9日	美郷町	50名	10月1日	10月31日
第4回	12月13日	秋田市	70名	10月27日	12月5日

- ・開催時間 各会場ともに13:00～16:30
- ・受講料 各会場ともに1,000円
- ・申込方法 秋田県スポーツ協会ホームページ（<https://akita-sports.or.jp>）から申込書をダウンロードし、Eメール、FAX、郵送のいずれかでお申し込みください。
詳細は秋田県スポーツ協会ホームページ、日本スポーツ協会発行の「sport Japan」に掲載されます。

○令和7年度アクティブチャイルドプログラム（JSP0-ACP）

普及促進研修会（9月7日開催予定）を受講した場合も、更新研修の実績となります。

【資格移行、新規資格取得の必要経費について】

	指導者資格区分	必要経費 (令和 7 年度)	必要経費 (令和 8 年度)	必要経費 (令和 9 年度)
1	旧認定員（スポーツリーダー） 資格のみ (移行手続きを行わない場合)	未登録 役員・スタッフとして登録 スポ少登録料：1,300 円	左記に同じ	左記に同じ
2	旧認定員（スポーツリーダー） 資格のみ (令和 7 年度に移行手続きし、 翌年から指導者として活動する場合)	・未登録 ・役員・スタッフとして登録する場合 スポ少登録料：1,300 円 ○移行手続き 資格登録料：10,000 円/4 年 初期手数料：3,300 円	スポ少登録料：1,300 円	左記に同じ
3	旧認定員（スポーツリーダー）資格 ＋ JSP0 公認スポーツ指導者資格 ※すでに JSP0 公認資格をもっており、 令和 6 年度以前に更新手続きを行っている場合	スポ少登録料：1,300 円	左記に同じ	左記に同じ
4	旧認定員（スポーツリーダー）資格 ＋ JSP0 公認スポーツ指導者資格 ※すでに JSP0 公認資格をもっており、 令和 7 年度に更新手続きを行う場合	スポ少登録料：1,300 円 資格登録料：10,000 円/4 年 資格別登録料：(※)	スポ少登録料：1,300 円	左記に同じ
5	令和 6 年度受講 スタートコーチ(ジュニア・ユース)	スポ少登録料：1,300 円 資格登録料：10,000 円/4 年 初期手数料：3,300 円	スポ少登録料：1,300 円	左記に同じ
6	JSP0 公認スポーツ指導者資格 ※すでに JSP0 公認資格をもっており、 令和 6 年度に更新手続きを行っている場合 ＋ 令和 6 年度受講 スタートコーチ(ジュニア・ユース)	スポ少登録料：1,300 円 初期手数料：3,300 円	スポ少登録料：1,300 円	左記に同じ
7	JSP0 公認スポーツ指導者資格のみ ※認定員またはスタートコーチ資格を取得して おらず、令和 6 年度に更新手続きをしている場合	スポ少登録料：1,300 円 ・理念なしの登録	左記に同じ ・理念なしの登録	左記に同じ ・理念なしの登録
8	JSP0 公認スポーツ指導者資格のみ ※認定員またはスタートコーチ資格を取得して おらず、令和 7 年度に更新手続きをする場合	スポ少登録料：1,300 円 資格登録料：10,000 円/4 年 資格別登録料 (※) ・理念なしの登録	スポ少登録料：1,300 円 ・理念なしの登録	左記に同じ ・理念なしの登録
9	令和 7 年度受講 スタートコーチ(ジュニア・ユース)	・未登録 ・役員・スタッフとして登録する場合 スポ少登録料：1,300 円 受講料：7,000 円	スポ少登録料：1,300 円 資格登録料：10,000 円/4 年 初期手数料：3,300 円	スポ少登録料：1,300 円

※JSP0 公認指導者資格の種類によって資格別登録料が発生します。詳細は JSP0 ホームページでご確認ください。

資格移行（資格登録）及び資格更新の手続きの詳細については、JSP0 ホームページや秋田県スポーツ少年団ホームページをご覧ください。

<指導者資格の登録手続きについて>

「日本スポーツ協会ホームページ」(<https://www.japan-sports.or.jp/>)

- ⇒「スポーツ指導者」
- ⇒「登録に関する各種手続き」
- ⇒「公認スポーツ指導者登録手続き」

<旧認定員（スポーツリーダー）資格の移行手続きについて>

「日本スポーツ協会ホームページ」(<https://www.japan-sports.or.jp/>)

- ⇒「スポーツ指導者」
- ⇒「公認スポーツ指導者資格の改定について」
- ⇒「3.スポーツコーチングリーダー（スポーツ指導者基礎資格）の創設」

<指導者制度改定に関する資料について>

「秋田県スポーツ協会ホームページ」(<https://akita-sports.or.jp/>)

- ⇒「スポーツ少年団」
- ⇒「スポーツ少年団指導者制度改定（令和6年4月1日～）」

※日本スポーツ少年団ホームページ (<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid66.html>)

「令和2（2020）年度以降のスポーツ少年団について」 もご覧ください。

年 月 日

能代市スポーツ少年団 本部長 様

_____スポーツ少年団

代表指導者 _____
(代表者)

変更届について

当団について、下記の通り変更がありましたので報告いたします。

記

1 変更項目 ○でかこむ

①代表指導者 ②本部委員 ③事務局 ④通知送付先

⑤団名 ⑥その他 ()

2 変更内容 旧 _____

新 _____

①～④の場合は以下の新規内容を記入

住 所 : 〒 _____

能代市 _____

電 話 : _____ fax : _____

メールアドレス : _____

勤務先 : _____

勤務先電話 : _____

3 変更理由 ○でかこむ

・役員改選／交替、・前任者が都合により退任

・その他 ()

令和 6 年度 能代市スポーツ少年団登録団一覧

団 名	代表指導者	指導者	役員 スタッフ	団 員	登録年	種 目
能代淳城剣道	鎌田 英夫	2		10	S 45	剣道
能代第四剣道	大高 賢也	3	3	7	H 7	剣道
向雲剣錬会	櫻井 照夫	2	2	14	H 6	剣道
能代市卓球	小川 敏行	3	1	10	S 47	卓球
能代弘道館柔道	今立 裕	2		22	S 57	柔道
能代マックスサッカー	大高 貴志	2	2	26	S 61	サッカー
サッカークラブマックス	松田 道男	2		11	H 16	サッカー
能代ブルーインズミニバスケットボール	石井 恭子	6		32	H 11	ミニバスケット
空手道松友会	安孫子直樹	5	1	16	H 5	空手
能代バドミントン	長岡 秀作	5		25	H 17	バドミントン
能代合気会	沼辺 俊弘	7		8	H 18	合気道
能代北バレーボール	原田 和雄	3	2	10	H 18	バレーボール
淳南レジェンド	加勇田清武	3	1	23	S 56	ミニバスケット
第四小野球クラブ	田中 智崇	9	2	22	S 56	野球
能代イーストフェニックス	小沼 直久	5		24	S 56	野球
第五ドリームズ	野村 佐月	3	1	20	H 18	ミニバスケット
向能代ファイターズ	佐々木征矢	5	2	20	S 58	野球他
能代ゴールドデンスターズ	永井 方敏	5	5	15	H 18	ソフトボール他
向能代ストーンズ	相澤 杏美	2	1	18	H 24	ミニバスケット
ジュニアソフトテニス	村岡 秀徳	3	1	12	H 20	ソフトテニス
能代ドリームスターズバレーボール	土崎 博之	2	3	15	H 22	バレーボール
F' s t e p	信太 亮	3		16	H 25	バドミントン
能代山本ジュニア陸上競技クラブ	檜森 悟	7	1	47	H 28	陸上
白神スプリングス	大山 金昭	3	1	13	H 30	バレーボール
二ツ井フェンシング	畑山 悦雄	4		6	H 13	フェンシング
きみまち柔道	横山 優士	5	4	16	H 15	柔道
二ツ井B B C	斎藤 政博	4	2	7	S 47	ミニバスケット
二ツ井ジュニアソフトテニス	伊藤 義広	4	5	4	H 21	ソフトテニス
二ツ井マジック	松岡 修蔵	5	2	13	H 21	ミニバスケット
二ツ井きみまちサッカー	梅田 仁	2		18	H 22	サッカー・フットサル
きみまちウインズ	佐藤 周三	4		8	H 24	バレーボール
淳西女子B B C	檜森 正人	2	2	10	R 3	ミニバスケット
淳城南小学校野球部	近藤 大樹	2	2	16	R 4	野球
白神J S T C	安部 悟志	4		26	R 4	ソフトテニス
Star Lights能代	諏訪 寿昭	1	1	9	R 6	ミニバスケット
計		129	47	569		

(令和 6 年 8 月末時点)

3 補助金について

各団の活動の活性化や経費負担の軽減を図るため、能代市から下記補助金が交付されます。

また、能代市スポーツ少年団本部では、リーダー事業（研修会、集い等）や指導者研修会などにおいて、旅費等の一部を補助しています。

【育成報償費】

子どもたちの心身の健全な育成のため、各団の活動の活性化を図ることを目的に、能代市より補助金（育成報償費）が交付されます。

登録実績（指導者、団員数）に応じ、各団に交付されます。

＜申請手続きについて＞

- ・振込口座番号等を記入した「**補助金交付申請書**」を市スポ少本部に提出していただきます。
- ・登録が確定した後、各団の指定口座に振り込みます。
- ・振込後通知しますので、入金を確認してください。

＜負担金について＞

育成報償費の交付時に差し引かせていただきます。

1 団 20,000 円

※新規団については、基本額から負担金を差し引いた金額を交付いたします。

【能代市スポーツ大会出場費補助金】

能代市では、スポーツ振興及びスポーツ選手の育成に寄与するため、市内に住所を有する小・中学校の児童生徒がスポーツ大会へ出場する際に、出場経費への補助を行っております。

＜申請手続き＞

申請様式（P20～23）と必要書類を、**大会終了後30日以内**に生涯学習・スポーツ振興課又は能代市スポーツ協会（スポーツ少年団の場合）に提出ください。

※様式等は、能代市ホームページに掲載しております。

※対象となるかご不明の場合は、事前にご相談ください。

様式第1号（第8条関係）

令和 年 月 日

能代市長 齊 藤 滋 宣 様

申請者 団体名
氏名（代表者名）
出場選手との続柄
住所
電話番号

能代市スポーツ大会出場費補助金交付申請書

令和 年度において、次のとおり補助金を交付されるよう申請します。

1 補助申請額	円
2 大会名	
3 大会開催地	
4 大会期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
5 添付書類	1 大会出場報告書 2 大会出場者名簿の写し 3 領収書等の写し 4 予選会等結果 5 出場大会要項 6 出場大会結果 7 その他

大会出場報告書

1. 大会名等

大会名	
大会結果	
出場チーム名 又は出場選手名	
出場者人数	選手 名、指導者 名 計 名

2. 事業支出明細

区分	金額（円）	備考
1 参加費（A）		
2 交通費（B）		
3 宿泊費（C）		
事業費合計		

※別紙計算表を添付。

※Excel データ

～能代市スポーツ大会出場費補助金 計算表～

(団体名等)

--

(期日)

--

(会場)

--

□対象者

(人)

	選手	指導者
人数		

■参加費(A)

金額	備考

(A)

--

■交通費(B)

行路(駅 ～ 駅)

	通常料金	団体割引 (10%)	往復	小計
選手				
指導者				

(B)

0

※普通運賃のみ対象(指定席料金等は除く。)

■宿泊費(C)

	(/)	(/)	(/)	宿泊費計	小計
選手					
指導者					

(C)

0

※上限は 6,000 円(宿泊協定料金がある場合は、そちらを優先。)

(合計)

-

令和 年 月 日

能代市長 齊 藤 滋 宣 様

申請者 住 所
団体名
氏名（代表者名） 印

請 求 書

能代市スポーツ大会出場費補助金について、下記のとおり請求いたします。

(大会名) _____

一金 円

【振込先口座情報】

銀 行 名	銀行	支店
ふ り が な 口 座 名 義		
預 金 区 分	普通 ・ 当座	
口 座 番 号		

4 能代市スポーツ少年団主催事業について

能代市スポーツ少年団主催の下記事業には、積極的に参加するようお願いします。

<指導者・保護者等対象>

(1) 代表者会議

スポーツ少年団の活動に対する理解促進を図るため、3月下旬または4月上旬に各団の代表指導者、事務担当者、保護者代表等を対象とした会議を開催し、登録手続きや補助金手続き等の事務説明のほか、事業への各団参加状況や苦情内容、次年度に向けた取り組みの確認等を行います。

(2) 育成母集団・保護者研修会、講師派遣型スポーツセミナー

充実したスポーツ少年団活動を行うため、指導者、保護者等が多様な知識・技能を習得する機会として開催しています。25年度からは、研修内容をより効果的に団活動に活かしていただくため、各団への講師派遣を行っています。

(3) 指導者研修会兼スポーツセミナー

専門家の指導を受けることにより、スポーツ指導者としての指導力、教育力を向上させることをめざし開催しています。**当日の運営は、能代市スポーツ少年団指導者協議会の当番団（3団）が行っています。**

<団員対象>

団の特別活動として、積極的に参加してください。

(1) 交流大会（10月13日開催予定）

スポーツ少年団の指導、育成に当たる指導者及び母集団の親睦と団員相互の交流を図るとともに、地域におけるスポーツ少年団活動の理解を深めることを目的として開催しています。

様々なスポーツ、レクリエーションを体験できる機会なので、ぜひご参加ください。また、当日の運営にもご協力ください。

(2) 体力テスト（各団で実施）

体力テストは、人間の運動の基礎となる能力や身体の動きを総合的にみようとするものです。団員一人ひとりの体力、運動能力を知ることによって、それを日常のスポーツ活動や指導に活かすことができるほか、定期的に行うことで、体力の変化を知ることができます。

(3) 野外活動交流事業「リーダーキャンプ」（8月開催予定 1泊2日）

野外活動を中心に、能代市山本郡内のスポーツ少年団団員の交流活動を行い、リーダーの育成や地域における団活動の活性化を図るとともに、主体的にスポーツ活動・集団活動を行う。諸活動を通じて「健康・規律・奉仕・友情・協力」等を体験する。

5 スポーツ施設の使用について

<能代地域の割当制度について>

能代地域のスポーツ少年団は、スポーツ施設の使用について、登録スポーツクラブの**割当制度**に準じ、一般よりも早く予約することができます。

スポーツ施設使用の割当は、春（前期）と秋（後期）の年2回行っています。

○1施設につき週1回、1回2時間（2施設まで割当可能）

※割当があっても、毎月、予約手続きが必要です（電話可）。

- ・2ヵ月前の最終の7日間に各団体で予約をしてください。

例：6月の割当分の予約は、4月の最終（4月24日～30日）に行ってください。

- ・1ヵ月分まとめて使用許可申請書を提出してください。

※予約の連絡がない場合は、一般に貸し出す場合もありますので、ご注意ください。

※割当以外に使用したいときは一般予約になります。使用したい日の1ヵ月前から受け付けます。

※予約しても、大会・行事等により使用できない場合もありますので、ご了承ください。

★対象施設

○能代市総合体育館、B & G 海洋センター、土床体育館

（月曜日～日曜日 9：00～21：00）

- ・後期の土床体育館については、一般団体も含め大変混雑します。調整がつかない場合は、抽選となる場合があります。また、割当は、1団体、月2回程度となります。
- ・新規に小学生のスポ少の19：00以降の希望は原則受け付けていません。

施設名	電話番号	予約受付
能代市総合体育館	☎54-3607	8：30～
土床体育館	☎54-4419	9：00～
B & G 海洋センター	（B & G 海洋センター）	

**○学校体育館：淳城西小学校、淳城南小学校、第四小学校、第五小学校、向能代小学校
旧崇徳小学校**

（月、火、水、金曜日 19：00～21：00 ※淳城南小は月、水、金曜日）

- ・夜間開放なので、新規に小学生のスポ少の希望は受け付けていません。既存の利用団体で、曜日変更及び時間短縮等によりのみ応じています。
- ・現在、夜間の活動を行っている団は、20：30に終了（21：00には在宅）するよう努めてください

お互いに気持ちよく活動するために、ルールとマナーを守りましょう

❗重要 能代市総合体育館の大規模改修工事について

能代市総合体育館は天井や床、冷暖房等の大規模改修工事のため、下記期間使用できません。

メインアリーナ	令和6年 7月～令和7年6月（予定）
軽運動場、格技場	令和6年10月～令和7年6月（予定）

<前期割当施設>

◎5～6月割当対象施設

B＆G海洋センター（第1、第2体育館）、土床体育館、落合テニスコート、
公園テニスコート

（月～日曜日 9：00～21：00）

学校体育館（淳西小、淳南小、向能代小、第四小、第五小、旧崇徳小）

（月、火、水、金 19：00～21：00 但し南小は月、水、金）

◎7～10月割当対象施設

上記施設に加え、能代市総合体育館（体育場、軽運動場、格技場）

（月～日曜日 9：00～21：00）

スポーツ施設使用における注意事項

(1) 施設の使用について（主に屋内施設）

◎各施設の予約の仕方に添って手続きをしてください。

①使用前、使用後は、大人が必ず窓口・事務室に報告してください。

②使用時間を守ってください。

・予定時間内に片付け、ミーティングを終了してください。

③使用後は器具の整頓、モップがけなど必ず行ってください。

・ネット、支柱、モップなどが所定の場所に整頓されていないことがありますので注意してください。

④器具は丁寧に扱ってください。破損が増えております。

・器具の設置は、団員の年齢、経験等考慮し、事故や破損のないよう指導してください。
使い方次第で器具を長持ちさせることができます。細かな指導をお願いいたします。
・破損や不具合を見つけた場合はすぐに施設係員へご連絡ください。

⑤個人のバッグや衣類は整理整頓してください。

・運動や他の利用者の妨げにならないように整頓してください。

⑥予約の変更は早めにご連絡ください。

・混み合っておりますので、予約変更は早めにご連絡ください。

※予約キャンセルする場合は、必ず施設にご連絡ください。

・予約のキャンセルをせず、当日施設に来ないということが多くあります。使用しないとわかった時点で、施設へ予約キャンセルの連絡をお願いいたします。

(2) 同伴の子どもについて

団員以外の同伴の子どもが、大人の目の届かないところで遊んでいる姿が見られます。
特に小さい子どもは非常に危険であったり、他の利用者に迷惑をかけている場合がありますので、目を離さないよう各団で対応してください。

(3) 送迎について

・送迎者は会場に予約が入っているか確認してから会場を離れてください。
・帰りは、終わり次第帰路につくよう指導者、保護者とも徹底してください。
・自家用車の場合は、交通ルールや駐車場でのマナーを守り安全に十分注意してください。

(4) 忘れ物について

忘れ物で心当たりのある場合は早めに各施設窓口へおたずねください。
(持ち物には各自記名しておくこと)

◎責任者は、器具のかたづけ、忘れ物、全団員の帰宅を確認してください。

◎団員の体調を十分把握するとともに、団員に対してもルールに従うなど、安全に対する指導をしてください。

◎あいさつやマナー等、大人が子どもたちの見本となってお指導ください。

6 安全管理について

スポーツ少年団活動には様々な危険がつきものです。万が一の事故等に備え、**危機管理（リスクマネジメント）**について理解しておくことが求められています。

施設・設備等の点検といったハード面だけでなく、指導者、保護者の連携体制の強化や、団員への安全指導の実施などソフト面も十分考慮し、多面的な対策を組み合わせることによって、安全管理体制を充実させることが重要です。

＜安全のための方策＞

入団の申込・承諾（互いの意思の合意したとき）は、「**契約関係の成立**」であり、指導者、保護者にはそれぞれ**権利と義務が発生します**。特に指導者には、子どもたちの心身の健康と成長を守るための「**安全配慮義務**」（P32）が生じます。万が一、活動中の事故などで子どもがケガをしてしまった場合、ボランティアであっても法的な責任を問われてしまうこともあります。安全・安心な団活動のため、各団で安全管理についての対応方針を定めることが必要です。

※各学校では防犯・防災計画を作成しています。体育館やグラウンドなど学校施設における活動では、傷害発生や緊急時に可能な限り学校の協力を得られるように話し合いの機会をもち、連携体制について確認しておくことが必要です。

○ポイントは「危険の予見と回避」

安全配慮義務を果たすために指導者は、活動前、活動中、活動後のさまざまな場面において、どのような危険が予見できるか（危険予見可能性）、どうすればその危険の発生を少なくし、被害を小さくできるか（結果回避可能性）を考えて適切に対処することが重要になります。

○指導者・団員・保護者の「信頼関係」を築く

安全管理面で裁判、トラブルとなるのは、必ずしもケガや事故の大きさではなく、団員・保護者と指導者の信頼関係ができていないことによる場合が多いといわれます。

入団手続きの際、指導者は、安全にかかわる注意事項とともに、団の理念や指導方針について文書で説明し、保護者に十分理解を得たうえで入団してもらうようにしてください。

また、随時、保護者と話し合いの機会をもち、意思の疎通を図りながら、連携して安全管理や安全指導ができるようにしてください。

○「小さな危険」で危機管理能力を育む

スポーツには「小さな危険」が伴います。子どもたちは活動の中で「小さな危険」と日々向き合い、時に「小さなケガ」を経験することで、自分の身を守る術を習得していきます。

子どもたちへの安全指導は、危険を避けるというだけでなく、将来につながる危機管理能力を養うという視点をもって行うことが必要です。

＜チェック項目＞

下記チェック項目を参考に、それぞれの団活動に適した安全管理体制を整備してください。

1. 安全管理方針の整備・活動内容の再確認

- ☐ 感染症や緊急時の対応など安全管理について方針を定めていますか。指導者・保護者全員が理解していますか（※能代市スポーツ少年団では、感染症で学級閉鎖等の措置が取られた場合、該当団員については活動を自粛することとしています）
- ☐ 不審者など外部侵入者への対応策がありますか
- ☐ 緊急時に学校から得られる協力事項を確認していますか
- ☐ 指導者の人数は、緊急時にも対応できるように配置されていますか
- ☐ 緊急時における役割を決めていますか。指導者全員がその役割を認識していますか
- ☐ 活動は、年間、月、週、1日の各計画を立て、時間や内容など無理のないプログラムになっていますか
- ☐ 団員の心身の健康状態を確認していますか
- ☐ 休憩（場所・時間等）や水分補給は十分にできていますか
- ☐ 指導者、団員全員が保険に加入していますか（保護者も加入することが望ましい）

2. 施設・設備、用具・器具の安全確認

- ☐ 施設・設備、用具の安全を毎回確認していますか
- ☐ 団員は、体格や年齢、技術に合った用具を使用していますか
- ☐ 施設の避難経路は確認していますか
- ☐ 消火器等防火設備を確認していますか
- ☐ 応急手当用品（救急箱）を配置し、点検していますか
- ☐ AEDの配置場所を確認していますか
- ☐ 休日や夜間に利用できる医療機関を把握していますか
- ☐ 気象情報等に注意を払っていますか
- ☐ 屋外の場合、落雷からの避難場所は近くにありますか

3. 情報の共有・連絡体制の整備

- ☐ 入団時に保護者に対して団の理念や指導内容、安全管理方針等を説明していますか
- ☐ 団員に関する必要な情報がそろっていますか（住所、電話番号、保護者名、血液型、既往症等）
- ☐ 指導者、保護者への連絡体制（緊急連絡網等）は整備されていますか
- ☐ 指導者間で情報の伝達がうまく行われていますか
- ☐ 指導者と保護者のコミュニケーションは図られていますか
- ☐ 学校へ必要な情報を伝えていますか
- ☐ 活動や事故等の記録を残して、次の活動に活かしていますか
- ☐ 施設において隣接して活動する団体との連携ができていますか

4. 安全指導の徹底・基礎的知識の習得

- ☐ スポーツ医・科学（応急処置含む）や危機管理（リスクマネジメント）に関する研修会へ参加するなど、安全な団運営のための基礎的知識や技術の習得に努めていますか
- ☐ 保護者に必要な情報を早めに伝え、安全管理・指導を連携して行っていますか
- ☐ 団員に対し活動に適切な服装をするよう指導していますか
- ☐ 団員に対し用具等の安全な使い方を指導していますか
- ☐ 団員に対しルールを守るなど安全な活動の仕方やケガ予防、熱中症予防、体調管理などの指導をしていますか
- ☐ 団員に対し災害時の避難行動などの防災指導をしていますか
- ☐ 会場周辺の危険個所を把握し、団員に対し集合、帰宅途上の指導をしていますか

＜法的キーワードの基礎知識＞

安全・安心な活動を行うために、特に重要な８つの法的キーワードです。法律の言葉には難解かつ複雑なものが多いですが、まずはこの８項目を知ることから始めましょう。

1	安全配慮義務	スポーツ少年団のすべての指導者に求められる、子どもの心身の健康と成長を事故などから守る義務のこと。ジュニアスポーツの指導者にとって一番重要な義務であり、万が一、事故が起こってしまった場合、指導者が安全配慮義務を果たしていたかどうか（危険予見可能性と結果回避可能性に配慮した指導・対処をしたかどうか）が問われることになります。
2	保護監督義務	子どものように責任能力（刑法上の責任を負う能力）のない人を指導するとき、保護者に代わって子どもを守る義務のこと。団の活動に関わる間は、指導者がすべての面で子どもの安全に気を配らなければなりません。
3	過失	「不注意」や「誤り」のこと。団活動で危険予見可能性と結果回避可能性に配慮しなければならなかったにも関わらず、指導者がその対処を怠り、事故が起こってしまった場合などに使われる言葉です。
4	不法行為責任	「不法行為」は、故意（わざと）または過失によって他人に損害を与えること。指導者が子どもにセクハラをしたり、体罰を加えたり、過失によってケガをさせてしまったり…。こうした不法行為をした場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない責任があります。
5	債務不履行責任	「債務」は、他人に対して行う一定の義務のこと。指導者が安全配慮義務を怠り、事故が起こってしまった場合、債務不履行責任として保護者などに損害賠償を求められることがあります。
6	損害賠償	不法行為責任や債務不履行責任など、違法な行為によって損害を受けた人に対し、その原因をつくった人が金銭によって損害の埋め合わせをすること。ジュニアスポーツの事故で子どもがケガをした場合は、指導者が保護者などに損害賠償を求められることがあります。
7	製造物責任	スポーツの道具の管理を怠ったり、使い方を間違えた場合は、指導者の責任となります。ただし、道具に初めから欠陥があり、それによって子どもがケガをした場合は、その道具を製造したメーカーの責任となり、指導者が責任を問われない場合があります。製造物責任法は、PL法と呼ばれることもあります。
8	民事責任と刑事責任	指導者の法的責任には、大きく分けて「民事責任」と「刑事責任」があります。民事責任は損害賠償責任のことで、「不法行為責任」「債務不履行責任」などが含まれます。一方、刑事責任は、刑法に違反する犯罪行為があったか、なかったかのことで、「傷害」「強制わいせつ」「業務上過失致死傷等」などが含まれます。

※少年スポーツ情報誌『スポーツジャスト』（2007年8月号）「これで安心！リスクマネジメント超入門!!」より

秋田県スポーツ少年団登録規程

第1条 この規程は、秋田県スポーツ少年団設置規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフの登録に関することについて定める。

第2条 登録は、秋田県スポーツ少年団設置規程第2章の目的にのっとり、秋田県スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。

第3条 登録は、秋田県スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもって、市町村スポーツ少年団から秋田県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。

2 前項の登録にあたっては、市町村スポーツ少年団、秋田県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

第4条 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第5条 秋田県スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行ったスポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフに対し、日本スポーツ少年団の認定を受け、所定の認定を行う。

第6条 登録の認定を受けた団員・指導者・役員およびスタッフ(以下「少年団登録者」という。)が、公益財団法人日本スポーツ協会及び秋田県スポーツ少年団倫理規程に違反する行為を行った疑いがあるとき、別に定める基準に基づき対応を行うものとする。

2 前項の対応を行った結果、当該少年団の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者を処分するものとする。

第7条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、秋田県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て別に定めることができる。

第8条 本規程の改定は、秋田県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て、変更することができる。

附 則 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 第3条2項は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、公益財団法人秋田県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成28年2月15日に改定し、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年3月1日に改定し、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和元年12月18日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

単位団の統合等についてのガイドライン

能代市スポーツ少年団

団員減少により団の運営が困難な場合、子どもたちのスポーツ環境をよりよい状態に保つため、統合や加入について以下のガイドラインを定める。

統合に際しては、大会で勝つことだけが優先されないよう、長期的な展望を持つこと。

団員、保護者、指導者、学校等と十分に協議するとともに、市本部に事前に報告すること。

○統合後は以下の点に注意する

- ・活動場所への移動（交通）については安全でかつ負担が少なくなるよう、会場や時間、送迎等を考慮する。
- ・運営に関しては指導者、保護者等が連携し公平な運営となるよう組織づくりをする。
- ・選手選抜等は、公平な選考方法で決める。
- ・競技大会参加及び目先の勝利にこだわらず、小学生期にふさわしい幅広いスポーツ活動を常に意識する。
- ・それぞれの学校や地域の行事等を考慮する。

市本部への事務手続き等

- ・新しい規約や役員、事業計画等を速やかに本部報告する。
- ・登録番号はいずれかの団を継続しても、新規団としてもよい。

1. 団員の加入（中学生にも該当する）

- ・市内に複数種目ある団は、1団のみの加入とする。
- ・複数（種目）団の加入はできるが、1日1団の活動とし回数、時間、大会等が過重にならないよう各家庭及び団相互が配慮する。

2. 市外からの団員の加入

原則として市外からの加入はできないが、市外にない種目の団への加入は、安全に充分配慮することを条件に可とする。

事業参加について

- ・県スポーツ少年団主催の種目別大会（準ずる大会含む）及び上位大会の参加はできるが、派遣費補助金（能代市からの補助）の対象とならない。
- ・スポーツ少年団交流大会（県スポーツ少年大会、東北ブロックスポーツ少年大会、全国スポーツ少年大会）は自市町村本部からの参加を原則とする。

附 則

- 1 平成28年 5月13日より施行
- 2 令和 元年 5月14日 一部改正

能代市スポーツ少年団本部規約

第1章 総 則

第1条 本規約は、「能代市スポーツ少年団本部」に関することを定める。

2 能代市スポーツ少年団本部（以下「本部」という）は、能代市内スポーツ少年団をもって構成する。

第2章 目 的

第2条 本部は、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化をはかり、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の育成事業一般
- (2) 指導者及びリーダーの養成
- (3) 団員の交流及び研修事業（スポーツテストを含む）
- (4) 各団体との連絡調整
- (5) 広報活動
- (6) 活動開発に関する調査及び研究
- (7) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

第4章 役 員

第4条 本部に次の役員をおく。

- (1) 本部長1名
- (2) 副本部長若干名
- (3) 常任委員20名以内
- (4) 監事若干名
- (5) 本部委員（団から各1名、学識経験者若干名）

第5条 本部長、副本部長、常任委員及び監事は総会において選出とする。

第6条 本部長は本部を代表し会務を統括する。

第7条 副本部長は本部長を補佐し、本部長が事故あるときは職務を代行する。

第8条 監事は本部の会計を監査する。

第9条 役員の任期は2カ年とする。但し再任を妨げない。

第10条 本部に顧問及び育成指導員をおくことができる。顧問及び育成指導員は本部長が委嘱する。

第5章 会 議

第11条 会議は、総会、常任委員会、正副本部長会議とする。

2 総会は本部委員をもって構成し、年1回以上本部長が招集する。

3 常任委員会は、本部長、副本部長、常任委員をもって構成する。

4 正副本部長会議は、本部長、副本部長をもって構成する。

5 会議は本部長が招集し、議長となる。

6 その他必要に応じて専門員会を設けることができる。

第12条 総会の議事は出席本部委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを

決める

2 総会は予算並びに決算の承認及び事業計画、事業報告のほか、その他業務に関する重要な事項を議決する。

第13条 常任委員会は、総会提出議案及び総会決議事項等の審議処理を行う。

2 その他、本部長の付議した事項。

第14条 正副本部長会議は、必要の都度開催し、団務全般を審議する

2 正副本部長会議は、新規加盟団、表彰に関する事項を決議する。

第6章 会 計

第15条 本部の会計は負担金、登録料、補助金その他の収入をもってあてる。

2 本部の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 加入・登録

第16条 本団への加入・登録は別に定める。

第17条 登録したスポーツ少年団は、登録後にその内容に変更があった場合は、その都度本部に報告するものとする。

第18条 本部は毎年定められた期間内に管内スポーツ少年団を取りまとめ、秋田県スポーツ少年団に登録申請する。

第19条 スポーツ少年団がその団を解散するときは理由を具して本部に届けるものとする。

第8章 事務局

第20条 本部の事務局は特定非営利活動法人能代市体育協会内におく。

2 本部の事務局に、事務局長その他職員をおく。

第9章 指導者協議会

第21条 本団に、指導者の協調及び指導力の向上をはかるため指導者協議会をおく。

2 指導者協議会については別に定める。

附 則 1 この規約は昭和47年5月22日より施行する。

2 昭和62年 4月 1日一部改正

3 平成 4年10月 1日一部改正

4 平成11年 5月27日一部改正

5 平成13年 5月 1日一部改正

6 平成17年 4月18日一部改正

7 平成20年 4月22日一部改正

8 平成24年 4月27日一部改正

9 平成27年 4月28日一部改正

10 令和 元年 5月14日一部改正

能代市スポーツ少年団指導者協議会規程

第1条（総 則）

この規程は、秋田県スポーツ少年団指導者協議会規程第6条により能代市スポーツ少年団指導者協議会（以下「協議会」という）に関することを定める。

第2条（目 的）

協議会は、能代市スポーツ少年団登録指導者相互の連携を図って指導力の向上並びに指導活動の促進方策について協議することを目的とする。

第3条（協議事項）

協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議し推進する。

- （1）指導者の研修及び資質の向上に関すること。
- （2）指導者の交流と情報交換に関すること。
- （3）指導者育成策の研究に関すること。
- （4）指導活動の安全対策に関すること。
- （5）その他協議会の目的達成に必要な事項。

第4条（構成・役員）

協議会は、能代市スポーツ少年団に登録した役員、指導者をもって構成する。

- 2 協議会には会長1名、副会長若干名、運営委員若干名、幹事若干名をおき、会長は、運営委員会により選出される。
- 3 副会長、幹事は、会長が任命する。
- 4 運営委員は、各団より推薦された登録指導者をもって構成する。
- 5 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 6 会長は学識経験者を運営委員として任命することができる。

第5条（会議・任務）

協議会は、第3条の事項について協議する。

- 2 協議会は毎年1回開催し、会長がこれを招集する。
- 3 運営委員会は、会長が必要と認める時随時開催し、協議会事業の企画立案並びに準備運営にあたる。

第6条（事務局）

事務局は能代市スポーツ少年団本部におく。

第7条（規程の変更）

この規程は運営委員会の承認を得て変更することができる。

附 則 この規程は、平成13年4月1日より施行する。

この規程は、平成16年3月7日一部改正。

この規程は、平成19年4月25日一部改正。

この規程は、平成23年4月27日一部改正。